

一般財団法人群馬県建築構造技術センター定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人群馬県建築構造技術センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を群馬県高崎市旭町4番地2に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、建築物の構造の安全と質の向上に関する事業を実施し、併せて建築物の構造に関する知識の啓発、相談及び情報提供等を通じて、地域社会の発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建築物の構造計算適合性判定に関する事業
- (2) 既存建築物の耐震診断及び補強設計の判定に関する事業
- (3) 建築物の構造に関する技術の調査研究、普及に関する事業
- (4) 建築構造関係技術者の研修、養成に関する事業
- (5) 建築行政関係官庁並びに建築関係諸団体との連携、協力に関する事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 財産及び会計

(財産の拠出)

第6条 設立者は、第63条に記載された財産を、この法人のために拠出する。

(財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産とする。

2 基本財産は、第4条の事業を行うために不可欠なものであり、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 第63条に記載された財産

(2) 基本財産として寄付された財産

(3) 評議員会の決議により、基本財産に繰り入れることとした財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供しようとする場合及び基本財産から除外しようとする場合は、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。この理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の多数をもって行うこととし、評議員会における承認も、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、評議員会において定めるもののほか、理事会において定める財産管理運用規程による。

(その他の財産の管理及び運用)

第9条 第7条第3項に規定するその他の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、これに必要な事項は、理事会において定める財産管理運用規程による。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書（以下、「計算書類等」という。）を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会において承認を得なければならない。

2 この法人は、前項の定時評議員会の終結後ただちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

(事業年度)

第12条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第13条 この法人に、評議員3名以上10名以内を置く。

2 評議員のうち1名を評議員会長とする。

(選任等)

第14条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員会長は、評議員会において選定する。

3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。

(権限)

第15条 評議員は、評議員会を構成し、第18条第2項に規定する事項を議決するとともに、法令に定める個別の権限を行使する。

(任期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第13条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された評議員が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

第17条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

2 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等の報酬規程による。

第2節 評議員会

(構成員及び権限)

第18条 評議員会はすべての評議員で組織する。

2 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 役員の報酬等の額及びその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 事業計画及び収支予算についての承認
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) その他の財産の基本財産への繰り入れ並びに基本財産の一部の同財産からの除外
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (10) 理事会において評議員会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般財団法人及び一般社団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項

3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第21条第1項の書面又は電磁的方法で記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集)

第20条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。理事長に事故あるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第21条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の

日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により通知を発しななければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、評議員会長がこれに当たる。

- 2 評議員会長に事故があるときは、評議員会においてあらかじめ定めた順序により他の評議員が議長になる。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、一般社団・財団法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項の場合においては、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第24条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された2人が、これに記名押印しなければならない。

(評議員会規則)

第27条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第28条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、5名以内を業務執行理事とする。

(選任等)

第29条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。
- 3 前項で選定された代表理事は、理事長に就任する。
- 4 理事会は、その決議によって、第2項で選定された業務執行理事より副理事長1名、専務理事1名を選定することができる。
- 5 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第30条 理事は、理事会を組織し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長及び副理事長に事故があるとき、または理事長及び副理事長が欠けたときは、理事長の職務を代行する。
- 5 理事長、副理事長、専務理事及びそれ以外の業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 6 理事長、副理事長、専務理事及びそれ以外の業務を執行する理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第31条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。

- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要のあるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集が発せられない場合には、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの定款に違反する行為をし、又はその行為をする恐れがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された役員（ただし、増員により選任された監事は除く。）の任期は、前任者又は他の在任役員の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第28条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された役員が就任するまで、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第33条 役員が次の各号の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第34条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額については、評議員会が別に定める役員等の報酬規程による。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第35条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 理事が自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき。
- (3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの法人とその理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 第1項の理事会の承認と前項の理事会への報告に関する手続き等については、別に定める理事会規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第36条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、理事会の決議によって、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(名誉会長及び顧問)

第37条 この法人に名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉会長及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。
- 4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第2節 理事会

(構成)

第38条 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第39条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事（理事長）及び業務執行理事並びに副理事長及び専務理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産（基本財産を含む）の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第36条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第40条 理事会は通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に限って開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 第31条第5号により監事から理事長に招集の請求があったとき。
- (4) 前2号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事又は監事が招集したとき。

(招集)

第41条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第4号により理事が招集する場合又は監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第3項第2号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続

きを経ることなく理事会の開催をすることができる。

(議長)

第42条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第43条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事として議決に加わることができない。

(決議の省略)

第44条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第45条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第30条第6項に定める報告には適用しない。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事はこれに記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第47条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第5章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議によって変更することができる。

2 この法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法にかかる定款の定めについては、評議員会において議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の決議によって変更することができる。

(合併等)

第49条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第50条 この法人は、一般社団・財団法人法第202条第1項の第2号を除く各号、第2項及び第3項に規定する事由により解散する。

2 前項に寄るほか、この法人は、第3条に規定する目的が達成又は達成の不能が確定したときは、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の決議により解散することができる。

(剰余金の処分制限)

第51条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の処分)

第52条 この法人が解散等により精算するとき有する残余財産は、評議員会の決議によりこの法人と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 委員会

(委員会)

第53条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 事務局

(設置等)

第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第55条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 評議員、理事及び監事の名簿
- (3) 指定、認定、許可、認可等並びに登記に関する書類
- (4) 定款に定める機関（評議員会及び理事会）の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第56条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第56条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第57条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 附 則

(設立時評議員)

第58条 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 (7名)

(設立時役員等)

第59条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりと

する。

設立時理事 (3名)
設立時代表理事 (1名)
設立時監事 (1名)

(最初の事業計画)

第60条 この法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は第10条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第61条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成22年3月31日までとする。

(設立者の氏名、住所)

第62条 設立者の氏名、住所は次のとおりである。
合同会社群馬県建築構造技術センター
群馬県高崎市旭町44番地2

(設立者の拠出財産)

第63条 設立者が拠出する財産及びその価額は次のとおりである。

(1) 基本財産 現金 5,000,000円
(2) その他の財産 現金 10,000,000円

(法令の準拠)

第64条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令に従う。

これは定款の写しに相違ありません。ただし、設立時評議員及び設立時役員等の氏名は省略し、人数のみを()書きで付け加えています。

令和元年6月27日

一般財団法人群馬県建築構造技術センター
理事長 星 和 彦